

1 要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員)の研修到達目標(案)

2
3 <一般到達目標 (General Instruction Objective[GIO]) >

- 4 ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践
-
- 5 し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整
-
- 6 をすることができる

7
8 <個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SBOs]) >

9 子ども家庭相談業務に必要な知識・技術・態度

10
11 1 知識

- 12 ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱(生きる権利、守られる権利、育
-
- 13 つ権利、参加する権利)について述べるができる
-
- 14 ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるができる
-
- 15 ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べ
-
- 16 ることができる
-
- 17 ・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理について述べるこ
-
- 18 ができる
-
- 19 ・児童福祉法及び関連法(児童虐待の防止等に関する法律、少年法など)
-
- 20 の理念について説明することができる
-
- 21 ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
-
- 22 ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について
-
- 23 説明することができる
-
- 24 ・子育て世代包括支援センター及び児童等に対する必要な支援を行うため
-
- 25 の拠点について説明することができる
-
- 26 ・児童相談所の業務について述べるができる
-
- 27 ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固
-
- 28 有の行政権限を的確に説明することができる
-
- 29 ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁
-
- 30 判所への申立てについて理解し、説明することができる
-
- 31
-
- 32 ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べるができる
-
- 33 ・市町村児童家庭相談援助指針の骨子について述べるができる
-
- 34 ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明す
-
- 35 ることができる

- 36 ・知的能力に課題のある母親の妊娠、出産、子育てについて説明することが
37 できる
- 38 ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるができる
- 39 ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための
40 技術や手法について述べるができる
- 41 ・心理検査、心理療法の適用について述べるができる
- 42 ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組含む）について説明することが
43 できる
- 44 ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- 45 ・子どもの自立支援の在り方について述べるができる
- 46 ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について
47 説明することができる
- 48 ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明す
49 ることができる
- 50 ・子どもの成長の**評価**（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるこ
51 ができる
- 52 ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるができる
- 53 ・子どもの精神発達の概要について述べるができる
- 54 ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することが
55 できる
- 56 ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等につ
57 いて説明することができる
- 58 ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び
59 子育てへの影響について説明することができる
- 60 ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明すること
61 ができる
- 62 ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧
63 困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応につ
64 いて説明することができる
- 65 ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べるこ
66 ができる
- 67 ・非行問題の概要について説明することができる
- 68 ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について
69 述べることができる
- 70 ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することが
71 できる

- 72 ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- 73 ・家族機能の評価の方法について述べることができる
- 74 ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- 75 ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- 76 ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- 77 ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- 78 ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- 79 ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- 80 ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくた
81 めに必要な知識を有している
- 82 ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要
83 保護児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分
84 担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- 85 ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等含む）を説明することが
86 できる
- 87 ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- 88 ・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明するこ
89 とができる
- 90 ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- 91 ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる
- 92 ・調整機関担当者の役割を説明することができる
- 93 ・要保護児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明すること
94 ができる
- 95 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明する
96 ことができる
- 97 ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実
98 施方法を説明することができる
- 99 ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- 100 ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- 101 ・要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明するこ
102 とができる
- 103 ・身体的虐待について説明することができる
- 104 ・ネグレクトについて説明することができる
- 105 ・心理的虐待について説明することができる
- 106 ・性的虐待について説明することができる
- 107 ・医療ネグレクトについて説明することができる

- 108 ・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- 109 できる
- 110 ・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について
- 111 説明することができる
- 112 ・教育ネグレクトについて説明することができる
- 113 ・子ども虐待のリスク因子に関して述べるることができる
- 114 ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明すること
- 115 ができる
- 116 ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるることができる
- 117 ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子ども
- 118 の所見及び心理的虐待の判断について述べるることができる
- 119 ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について
- 120 説明することができる
- 121 ・社会的養護のプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- 122 ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- 123 ・配偶者からの暴力の特徴と制度、対応及びその子どもに及ぼす影響につ
- 124 いて述べるることができる
- 125 ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理
- 126 解し、説明することができる
- 127 ・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- 128 ・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- 129 ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明する
- 130 ことができる
- 131 ・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べ
- 132 ることができる
- 133 ・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べる
- 134 ことができる
- 135 ・特定妊婦の範囲と支援について説明することができる
- 136 ・母子保健情報の記録について説明することができる
- 137 ・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- 138 ・学校教育に関する法令と制度について説明することができる
- 139 ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- 140 ・学校組織（校務分掌含む）について説明することができる
- 141 ・特別支援教育制度について説明することができる
- 142 ・生徒指導の概念と手法について説明することができる
- 143 ・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明することができる

- 144 ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- 145 ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- 146 ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- 147 ・保育所等に関する制度について説明することができる
- 148 ・子ども・子育てに関する制度について説明することができる
- 149 ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- 150 ・ひとり親家庭への支援制度について説明することができる
- 151 ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べるすることができる
- 152 ・障害支援区分認定等により利用できる市区町村のサービス体系を理解し、
- 153 説明することができる
- 154 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度につ
- 155 いて理解し、説明することができる
- 156 ・生活保護制度、低所得者対策制度について説明することができる

157

158 2 技術

159

- 160 ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことが
- 161 できる
- 162 ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる
- 163 ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、つなぐことがで
- 164 きる
- 165 ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護
- 166 者、関係機関）について説明することができる
- 167 ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適
- 168 切に支援を実施することができる
- 169 ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施する
- 170 ことができる
- 171 ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の
- 172 隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
- 173 ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築く
- 174 ことができる
- 175 ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- 176 ・保護者の特性を見立てることができる
- 177 ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせる行うこと
- 178 ができる
- 179 ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを

- 180 促進し、意見や関係の調整をすることができる
- 181 ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
- 182 ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援が行うことが
183 できる
- 184 ・心理職の専門性を活用することができる
- 185 ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して
186 支援を行うことができる
- 187 ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所の方針に
188 基づき関係機関の支援の調整をすることができる
- 189 ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立て
190 てることができる
- 191 ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- 192 ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができ
193 る
- 194 ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指
195 導をすることができる
- 196 ・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる
- 197 ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
- 198 ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをす
199 ることができる
- 200 ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討
201 と役割分担の協議を進め、深めることができる
- 202 ・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わって
203 いくことができる
- 204 ・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことが
205 できる
- 206 ・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- 207 ・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつなが
208 りを活用し、協働することができる
- 209 ・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- 210 ・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- 211 ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる
- 212 ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
- 213
- 214 ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応
215 の依頼や関係機関のフォローができる

- 216 ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- 217 ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務の規定に関して、他機関に説明す
- 218 ることができる
- 219 ・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- 220 ・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくこと
- 221 ができる
- 222 ・他機関、多職種との連携のコーディネートができる
- 223 ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そ
- 224 のプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことがで
- 225 きる
- 226 ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での
- 227 支援計画を立てることができる
- 228 ・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と
- 229 調整ができる
- 230 ・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- 231 ・転居ケースについて、他市町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継
- 232 ぎや連携をすることができる
- 233 ・リスク判断を行うために必要な情報の収集を、具体的に関係機関に対し
- 234 て依頼することができる
- 235 ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働し
- 236 て関係機関の支援の調整ができる
- 237 ・多機関、多職種が要保護児童等に対する理解と支援を促進するための研
- 238 修等を企画して実施することができる
- 239 ・会議の議事運営を適切に実施することができる
- 240 ・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
- 241 ・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
- 242 ・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
- 243 ・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジ
- 244 ェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
- 245 ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに
- 246 基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
- 247 ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や
- 248 情報の整理をすることができる
- 249 ・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
- 250 ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することがで
- 251 きる

- 252 ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について
- 253 工夫と調整ができる
- 254 ・ 関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- 255 ・ 進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
- 256 ・ 進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に生かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
- 257
- 258 ・ 進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示
- 259 することができる
- 260 ・ 情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うこ
- 261 とができる
- 262 ・ 長期的視点で進行管理を行うことができる
- 263 ・ 役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができ
- 264 る
- 265 ・ 関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる
- 266 ・ 子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと
- 267 支援を行うことができる
- 268 ・ 本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及び
- 269 その家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができ
- 270 る
- 271 ・ 重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、
- 272 緊急性の判断を的確に行うことができる
- 273 ・ 包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）
- 274 の必要性の判断ができる
- 275 ・ 生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行う
- 276 ことができる
- 277 ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関
- 278 と連携して計画することができる
- 279 ・ 要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事
- 280 実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論がで
- 281 きる
- 282 ・ 子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
- 283 ・ 子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- 284 ・ 家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行するこ
- 285 とができる
- 286 ・ 親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題
- 287 に関する把握を行うことができる

- 288 ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- 289 ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- 290
- 291 ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 292
- 293 ・配偶者からの暴力被害を受けた母親の心理的傾向を理解し、婦人相談員等と協働し、継続的な支援を実施できる
- 294
- 295 ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- 296 ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- 297 ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の課題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 298
- 299 ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- 300
- 301 ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- 302 ・母子保健情報を活用することができる
- 303 ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- 304 ・予期しない妊娠をしている母親の支援をすることができる
- 305 ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行えるように連携の基盤を作ることができる
- 306
- 307 ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- 308 ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- 309 ・学校教育に関連する手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 310 ・保育所入所に必要な手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 311 ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 312
- 313 ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 314
- 315 ・障害児支援施策について理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 316 ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 317
- 318 ・入院助産制度を理解し、相談援助活動に生かすことができる
- 319 ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる
- 320
- 321
- 322 **3 態度**
- 323 ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる

- 324 ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- 325 ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにす
- 326 べきことは何かを常に念頭に置いている
- 327 ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目する
- 328 ・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理に基づいて行動する
- 329 ことができる
- 330 ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- 331 ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向
- 332 について自己覚知に努める
- 333 ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- 334 ・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解する
- 335 ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- 336 ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- 337 ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- 338 ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを
- 339 行っている
- 340 ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- 341 ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、
- 342 労うことができる
- 343 ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対す
- 344 る思いやりや尊敬の念を有している
- 345 ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとと
- 346 もに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- 347 ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメン
- 348 トする立場を自覚する
- 349 ・個別ケース検討会議等において、調整機関担当としての立場と、個人と
- 350 しての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- 351 ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができ
- 352 る
- 353 ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持つ
- 354 ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる